大阪府条例第　　　号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び職員の

育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第一条　非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

１－４９

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 　　　非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（趣旨）第一条　この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二の規定に基づき、別に条例の定めがあるものを除くほか、府の非常勤の職員（以下「非常勤職員」という。）の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるものとする。（期末手当）第五条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員（以下「第一号職員」という。）に係る期末手当は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条第一項に規定する基準日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する第一号職員（規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。）のうち、基準日の属する年の四月一日から基準日までに開始される第一号職員としての任用の期間及び規則で定める任用の期間を合算した期間（任用の期間が重複する場合は、重複する期間のいずれか一の期間を合算する。）が六箇月以上である職員（勤務時間が一週当たり十五時間三十分未満である者を除く。）に対して、それぞれ期末勤勉手当条例第二条第一項に規定する支給日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した第一号職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。２　（略）３　前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日前六箇月において第一号職員として任用された期間の勤務について支給された報酬の額（規則で定める額を除く。）及び規則で定める報酬相当額の合計額を六で除した額とする。第六条　期末勤勉手当条例第三条及び第四条の規定は、前条第一項の規定による期末手当の支給について準用する。この場合において、期末勤勉手当条例第三条第四号並びに第四条第一項各号及び第五項中「在職期間」とあるのは「規則で定める在職期間」と、期末勤勉手当条例第四条第八項及び第九項中「人事委員会規則」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。（勤勉手当）第七条　第一号職員に係る勤勉手当は、期末勤勉手当条例第五条第一項に規定する基準日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する第一号職員（規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。）のうち、基準日の属する年の四月一日から基準日までに開始される第一号職員としての任用の期間及び規則で定める任用の期間を合算した期間（任用の期間が重複する場合は、重複する期間のいずれか一の期間を合算する。）が六箇月以上である職員（勤務時間が一週当たり十五時間三十分未満である者を除く。）に対して、任命権者が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ期末勤勉手当条例第五条第一項に規定する人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した第一号職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が第一号職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、期末勤勉手当条例第五条第二項第一号イに掲げる職員に適用される割合（同号イに規定する特定管理職員に適用される割合を除く。）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日前六箇月において第一号職員として任用された期間の勤務について支給された報酬の額（規則で定める額を除く。）及び規則で定める報酬相当額の合計額を六で除した額とする。第八条　期末勤勉手当条例第三条及び第四条の規定は、前条第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、期末勤勉手当条例第三条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（期末勤勉手当条例第五条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（期末勤勉手当条例第五条第一項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、期末勤勉手当条例第三条第四号並びに第四条第一項各号及び第五項中「在職期間」とあるのは「規則で定める在職期間」と、期末勤勉手当条例第四条第八項及び第九項中「人事委員会規則」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。第九条　（略）　　　附　則１―５０１・２　（略）（報酬の特例）３　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係るワクチンの接種に関する業務又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の四第一項に規定する臨時の医療施設の管理及び運営に関する業務に従事する医師その他の医療従事者の報酬の額は、第二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、三万円を超えない範囲内において、任命権者が知事の承認を得て定める額とする。 | 　　　非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（趣旨）第一条　この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二の規定に基づき、別に条例の定めがあるものを除くほか、府の非常勤の職員（以下「非常勤職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項を定めるものとする。（期末手当）第五条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員（以下「第五条適用職員」という。）に係る期末手当は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する第五条適用職員（規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。）のうち、基準日の属する年の四月一日から基準日までに開始される第五条適用職員としての任用の期間及び規則で定める任用の期間を合算した期間（任用の期間が重複する場合は、重複する期間のいずれか一の期間を合算する。）が六箇月以上である職員（勤務時間が一週当たり十五時間三十分未満である者を除く。）に対して、それぞれ期末勤勉手当条例第二条第一項に規定する支給日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した第五条適用職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。２　（略）３　前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日前六箇月において第五条適用職員として任用された期間の勤務について支給された報酬の額（規則で定める額を除く。）及び規則で定める報酬相当額の合計額を六で除した額とする。第六条　期末勤勉手当条例第三条及び第四条の規定は、第五条適用職員について準用する。この場合において、期末勤勉手当条例第三条第四号並びに第四条第一項各号及び第五項中「在職期間」とあるのは「規則で定める在職期間」と、期末勤勉手当条例第四条第八項及び第九項中「人事委員会規則」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。第七条　（略）　　　附　則１・２　（略）（報酬の特例）３　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係るワクチンの接種に関する業務又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の二第一項に規定する臨時の医療施設の管理及び運営に関する業務に従事する医師その他の医療従事者の報酬の額は、第二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、三万円を超えない範囲内において、任命権者が知事の承認を得て定める額とする。 |
|  |  |

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第二条　職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

１－５１

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給）第七条　職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条第一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員（府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員をいう。第二十五条を除き、以下「職員」という。）のうち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員（以下「第二号職員」という。）を除く。）には、当該基準日に係る期末手当を支給する。２　地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員（以下「第一号職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条第一項」とあるのは「非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）第五条第一項」と、「当該基準日以前」とあるのは「当該基準日前」と、「人事委員会規則」とあるのは「規則」とする。３　期末勤勉手当条例第五条第一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員（第二号職員を除く。）には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。４　第一号職員に対する前項の規定の適用については、同項中「期末勤勉手当条例第五条第一項」とあるのは「非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）第七条第一項」と、「当該基準日以前」とあるのは「当該基準日前」と、「人事委員会規則」とあるのは「規則」とする。 | （育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給）第七条　職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条第一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員（府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員をいう。第二十五条を除き、以下「職員」という。）のうち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）には、当該基準日に係る期末手当を支給する。２　地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条第一項」とあるのは「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）第五条第一項」と、「当該基準日以前」とあるのは「当該基準日前」と、「人事委員会規則」とあるのは「規則」とする。３　期末勤勉手当条例第五条第一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員（地方公務員法第二十二条の二第一項各号に掲げる職員を除く。）には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例の一部改正）

２　大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例（令和三年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （会議の運営）第六条　（略）２―４　（略）５　（略）　一　（略）　二　特別顧問及び特別参与（非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）第二条第三項に規定する者であって、副首都化、府が大阪市と共同して取り組む施策その他知事が定める施策（以下この号において「特別施策」という。）に関し必要な事項又は特別施策のうち特定の分野に関し必要な事項を調査し、及び助言するものをいう。）　三・四　（略） | （会議の運営）第六条　（略）２―４　（略）５　（略）　一　（略）　二　特別顧問及び特別参与（非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）第二条第三項に規定する者であって、副首都化、府が大阪市と共同して取り組む施策その他知事が定める施策（以下この号において「特別施策」という。）に関し必要な事項又は特別施策のうち特定の分野に関し必要な事項を調査し、及び助言するものをいう。）　三・四　（略） |
|  |  |

（大阪都市計画局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の額の特例に関する条例の一部改正）

３　大阪都市計画局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の額の特例に関する条例（令和三年大阪府条例第四十号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

１－５２

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 　大阪府組織条例（昭和二十八年大阪府条例第一号）第二項第十三号に規定する大阪都市計画局の職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十三において準用する同法第二百五十二条の九第三項の選任（以下「選任」という。）をされる職員であって、選任をされる日の前日において職員の給与に関する条例（昭和三十一年大阪市条例第二十九号）又は一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年大阪市条例第二十五号）（以下「市給与条例等」という。）の規定の適用を受けていた職員である者及び選任をされる日に大阪市の職員として採用された者に限る。）の給与及び通勤に係る費用弁償の額については、職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）、非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）その他府の職員に適用する給与又は通勤に係る費用弁償に関する条例、規則その他の規程の規定にかかわらず、市給与条例等その他大阪市の職員に適用される給与又は通勤に係る費用弁償に関する条例、規則その他の規程の規定の例により算出する。 | 　大阪府組織条例（昭和二十八年大阪府条例第一号）第二項第十三号に規定する大阪都市計画局の職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十三において準用する同法第二百五十二条の九第三項の選任（以下「選任」という。）をされる職員であって、選任をされる日の前日において職員の給与に関する条例（昭和三十一年大阪市条例第二十九号）又は一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年大阪市条例第二十五号）（以下「市給与条例等」という。）の規定の適用を受けていた職員である者及び選任をされる日に大阪市の職員として採用された者に限る。）の給与及び通勤に係る費用弁償の額については、職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）その他府の職員に適用する給与又は通勤に係る費用弁償に関する条例、規則その他の規程の規定にかかわらず、市給与条例等その他大阪市の職員に適用される給与又は通勤に係る費用弁償に関する条例、規則その他の規程の規定の例により算出する。 |
|  |  |

（職員の懲戒に関する条例の一部改正）

４　職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （減給の効果）第七条　減給は、一日以上六月以下の期間、当該減給の懲戒処分を受ける日における給料及びこれに対する地域手当の合計額（非常勤職員（法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）にあっては、報酬の額（非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）第二条第五項に規定する報酬の額を除く。））の十分の一以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に支給を受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。２　（略） | （減給の効果）第七条　減給は、一日以上六月以下の期間、当該減給の懲戒処分を受ける日における給料及びこれに対する地域手当の合計額（非常勤職員（法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）にあっては、報酬の額（非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）第二条第五項に規定する報酬の額を除く。））の十分の一以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に支給を受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。２　（略） |
|  |  |

（大阪府情報公開条例の一部改正）

５　大阪府情報公開条例（平成十一年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

１－５３

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （特別顧問等の職務の遂行に係る情報の公表）第三十四条の二　実施機関は、非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）第二条第三項に規定する者であって、大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例（令和三年大阪府条例第一号）第六条第五項第二号に規定する特別施策及び府が堺市と共同して取り組む施策（以下これらをこの項において「特別施策等」という。）に関し必要な事項又は特別施策等のうち特定の分野に関し必要な事項を調査し、及び助言するものが従事する職務の遂行に係る情報について、当該職務の遂行に支障を及ぼすおそれのない範囲内において、公表（当該職務の実施の日時、場所、出席者及び議題の事前の公表を含む。）に努めなければならない。 | （特別顧問等の職務の遂行に係る情報の公表）第三十四条の二　実施機関は、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）第二条第三項に規定する者であって、大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例（令和三年大阪府条例第一号）第六条第五項第二号に規定する特別施策及び府が堺市と共同して取り組む施策（以下これらをこの項において「特別施策等」という。）に関し必要な事項又は特別施策等のうち特定の分野に関し必要な事項を調査し、及び助言するものが従事する職務の遂行に係る情報について、当該職務の遂行に支障を及ぼすおそれのない範囲内において、公表（当該職務の実施の日時、場所、出席者及び議題の事前の公表を含む。）に努めなければならない。 |
|  |  |

（大阪府警察職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

６　大阪府警察職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成二十四年大阪府条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （減給の効果）第三条　減給は、一日以上六月以下の期間、当該減給の懲戒処分を受ける日における給料及びこれに対する地域手当の合計額（非常勤職員（法第二十二条の二第一項第二号若しくは第二十二条の四第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条各項の規定により採用された職員を除く。）にあっては、報酬の額（非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）第二条第五項に規定する報酬の額を除く。））の十分の一以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に支給を受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。２　（略） | （減給の効果）第三条　減給は、一日以上六月以下の期間、当該減給の懲戒処分を受ける日における給料及びこれに対する地域手当の合計額（非常勤職員（法第二十二条の二第一項第二号若しくは第二十二条の四第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条各項の規定により採用された職員を除く。）にあっては、報酬の額（非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）第二条第五項に規定する報酬の額を除く。））の十分の一以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に支給を受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。２　（略） |
|  |  |

１－５４